

令和五年第一回

特別区競馬組合議会定例会

(二月十七日)

会

議

録

特別区競馬組合議会

令和五年第一回特別区競馬組合議会定例会会議録 目次

期	日	〇令和五年二月十七日
場	所	・
出席議員	・	・
欠席議員	・	・
出席説明員	・	・
出席議会事務局職員	・	・
議事日程	・	・
開会・開議	・	・
会議録署名議員の指名	・	・
諸般の報告	・	・
例月出納検査の結果報告	・	・
挨拶（武井雅昭管理者）	・	・
日程第一　　会期の決定について	・	・
日程第二　　議案第一号　特別区競馬組合個人情報保護法施行条例	・	・
日程第三　　議案第二号　特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例	・	・
日程第四　　議案第三号　特別区競馬組合財産価格審議会条例	・	・
提案理由説明（桑野俊郎競馬事務局長）	・	・
委員会付託	・	・

提案理由説明（桑野俊郎競馬事務局長）	9
委員会付託	11
会議時間の延長	11
管理者退席（武井雅昭管理者）	11
休憩	12
再開	12
各委員会審査報告書の提出	12
追加日程第一 議案第一号 特別区競馬組合個人情報保護法施行条例	12
追加日程第二 議案第二号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例	12
追加日程第三 議案第三号 特別区競馬組合財産価格審議会条例	12
委員長の報告（坂本あずまお副委員長）	13
採決	13
追加日程第四 議案第四号 令和五年度特別区競馬組合一般会計予算	14
採決	14
日程第六 議員提出議案第一号 特別区競馬組合議会個人情報保護条例	15
採決	15
会期中の閉会	15
挨拶（小柳津明副管理者）	16
閉会	21

令和五年第一回特別区競馬組合議会云定例公会云議録

三二一
出席議員（十九名）
所 東京区政会館 一九一會議室
日 令和五年二月十七日（金）

（墨練板中渋大目品荒北台文新港中千代田
田馬橋野谷田黒川川 東京宿中央
区区区区区区区区区区区区区区区区区区
（

木藤坂内斎鈴宮本志名水田桑ゆ木桜
う

内井本川藤木澤多村取島中原き村井

たあ和竜隆宏健博ひ道とようく克た
かず
ま
清しお久一之行信司き徳ねいこ一し

君君君君君君君君君君君君君君君君君君

四	欠席議員（四名）	十二番
二十一番		
二十二番		
二十三番		
二十四番		
二十五番		
十六番		
二十三番	出席説明員	
	副 管 理 者	
	競馬事務局長（事業担当部長兼務）	
	經営企画担当部長	
	総務担当部長	
	競馬事務局副理事長	
	経営企画室長	
	場外経営担当課長	
	システム課長	
	広報課長	
	総務課長	
理	総務課長	
經	総務課長	

(江	(豊	(杉	(世	(葛	(足	(江
戸	島	並	田	飾	立	東
川			谷			
区)						

山 佐 赤 渡 山 岡 小 粕 岸 桑 小 武 福 木 脇 下 峯 工 山
柳

本 藤 瀬 邊 田 邑 山 谷 野 津 井 本 下 坂 山 岸 藤 本

英 和 貴 明 健 昭 招 幸 俊 雅 光 た 芳 良 哲 香

一 一

一 也 之 雄 郎 誠 二 世 弘 郎 明 昭 浩 広 や 男 至 也 子

君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

お客様事業課長

競走課長

厩舎管理課長（小林牧場長兼務）

監査委員事務局長

出席議会事務局職員

議会事務局長

議事担当課長

書記記入

七
議事日程

日程第一

会期の決定について

日程第二

議案第一号 特別区競馬組合個人情報保護法施行条例

日程第三

議案第二号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

日程第四

議案第三号 特別区競馬組合財産価格審議会条例

日程第五

議案第四号 令和五年度特別区競馬組合一般会計予算

日程第六

議員提出議案第一号 特別区競馬組合議会個人情報保護条例

追加日程第一

議案第一号 特別区競馬組合個人情報保護法施行条例

追加日程第二

議案第二号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第三

議案第三号 特別区競馬組合財産価格審議会条例

追加日程第四

議案第四号 令和五年度特別区競馬組合一般会計予算

佐 小 志 古 笹 中 木

藤 沼 池 賀 橋 岡 島 村

雅 光 浩 美 賢 浩 洋

三 知

展 輝 郎 代 豊 治 司 之

君 君 君 君 君 君 君

開 会（午後二時十九分）

○議長（藤井たかし君） ただいまから、令和五年第一回特別区競馬組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

はじめに、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第百十二条の規定に基づき、九番、本多健信議員、十番、宮澤宏行議員を会議録署名議員に指名いたします。
次に、諸般の報告について議会事務局長に報告させます。

○議会事務局長（志賀美知代君） ご報告申し上げます。

一、令和五年第一回特別区競馬組合議会定例会の招集について

二、議案の送付について

三、議事説明員について

以上、三件につきましては、お手元に文書の写しを配付しておりますので、内容の朗読は省略いたします。

なお、ただいまご出席いただいている議員は十九名でございます。

○議長（藤井たかし君） 次に、例月出納検査の結果についての報告が監査委員から提出されておりますので、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（志賀美知代君） ご報告申し上げます。

お手元に、令和四年十一月分及び十二月分の例月出納検査の結果について、報告の写しをお配りしてございますので、交付をもつて報告といたします。

○議長（藤井たかし君） ここで、管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。
武井管理者。

○管理者（武井雅昭君） 特別区競馬組合管理者の港区長の武井でございます。

本日は、令和五年第一回特別区競馬組合議会定例会を招集申し上げましたところ、ご多忙の折にもかかわらず、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素より競馬組合の事業運営にご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日、ご審議をいただきます案件は、条例案件三件、予算案件一件の計四件の議案をご提案申し上げております。慎重なご審議を賜り、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（藤井たかし君） 管理者の挨拶が終わりました。

これより、日程に入ります。

日程第一を議題といたします。

〔志賀議会事務局長朗読〕

日程第一 会期の決定について

○議長（藤井たかし君） 会期についてお諮りいたします。

今定例会の会期は、会議規則第四条第一項第一号の規定に基づき、本日二月十七日から二十一日までの五日間としたいと存りますが、これにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よつて、今定例会の会期は、本日二月十七日から二十一日までの五日間とすることに決定いたしました。
次に、日程第二から日程第四までを一括議題といたします。

〔志賀議会事務局長朗読〕

日程第二

議案第一号

特別区競馬組合個人情報保護法施行条例

日程第三

議案第二号

特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

日程第四

議案第三号

特別区競馬組合財産価格審議会条例

○議長（藤井たかし君） これらの案について、提案理由の説明を求めます。

競馬事務局長。

○競馬事務局長（桑野俊郎君） それでは、ただいま一括議題となりました議案第一号、特別区競馬組合個人情報保護法施行条例、議案第二号、特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第三号、特別区競馬組合財産価格審議会条例につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。縦書きの議案書（二）の一ページをお開き願います。

初めに、議案第一号、特別区競馬組合個人情報保護法施行条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、本年四月からの個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴いまして、同法の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。条例は、一ページの第一条から四ページの第十条並びに附則第一項から第十二項で構成されており、それぞれ見出しの内容について記載の条文を定めるものでございます。

それでは、順にご説明いたします。

第一条は条例の趣旨を、第二条は用語の定めを、第三条は個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときの事務の登録について定めるものでございます。

第四条は、法の規定に基づき、実施機関は保有個人情報の安全管理措置を講じなければならないと定め、第五条は、開示請求書等の記載事項について、法に掲げる事項のほか、組合規則で定める事項を記載することを定めるものでございます。

第六条は、開示請求に係る手数料及び費用負担についての定めで、開示請求の手数料は無料とし、第二項において、保有個人情報の写しの交付を受ける者は、写しの作成及び送付に要する費用を負担するものとし、第三項において管理者が別に定めるとしております。

第七条及び第八条は、制度の適正かつ円滑な運営を図るため、附属機関として運営審議会を設置すること、及びその所掌事項を定めるもので、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であるとき、審議会に諮問することができると規定しております。

第九条は運用状況の公表、第十条は、必要な事項についての委任条項でございます。

第一項は、本条例は令和五年四月一日から施行することとし、第二項において、現行の特別区競馬組合個人情報の保護に関する条例を廃止するものでございます。

第三項から第十項は、経過措置に関する定めとなつており、第三項は、旧条例に基づく守秘義務については施行後もその義務を負うものとし、第四項は、旧条例による個人情報事務登録簿の登録事項は本条例の個人情報登録簿に登録されたものとみなすもの、第五項は、旧条例に基づく開示請求等について、施行の際に開示決定等されていないものの開示決定等については、なお従前の例によるものとする規定でございます。

第六項は、旧審議会の委員であった者に係る旧条例に基づく守秘義務については、施行後もなお従前の例によるものとし、第七項は、旧審議会の委員であった者は、施行後において運営審議会の委員に委嘱を受けた者とみなすものでございます。

第八項から第十項は、旧実施機関の職員及び委託等を受けた者に係る罰則規定を定めるものでございます。

第十一項及び第十二項は関係条例の整備で、改正の内容について新旧対照表についてご説明申し上げます。
恐れ入ります、七ページをお開き願います。

第十一項は、特別区競馬組合行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例の一部改正で、引用している条文を整理し、その他所要の改正を行うもので、令和五年四月一日より施行するものでございます。

恐れ入ります、八ページをお開き願います。

第十二項は、特別区競馬組合議会等の聴聞等に出頭した者並びに公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例の一部改正で、引用する条例を整理し、その他所必要な改正を行うもので、令和五年四月一日より施行するものでございます。

恐れ入ります、九ページをお開き願います。

続きまして、議案第二号、特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、特別区の副区長との均衡を図るため、本組合常勤副管理者の期末手当の支給割合を改定するものでございます。恐れ入ります、十ページをお開き願います。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

第四条第三項に規定しております期末手当の支給割合について、三月支給を廃止し、六月に支給する場合においては百分の百八十、十二月に支給する場合の支給率を百分の百八十三と改めるもので、令和五年四月一日から施行するものでございます。

恐れ入ります、十一ページをお開き願います。

続きまして、議案第三号、特別区競馬組合財産価格審議会条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、管理者の附属機関として、本組合の公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入れに関し、適正な価格について審議を行い、答申を提出する財産価格審議会を設置するために必要な事項を定めるものでございます。

条例の内容につきまして、ご説明申し上げます。

第一条は、管理者の附属機関として財産価格審議会を置くことについて定めるものでございます。

第二条は、審議会は、管理者の諮問に応じ、不動産以下各号に関する価格を評定して答申することを定めるものでございます。

第三条は、審議会は、管理者が委嘱又は任命する委員四人以内をもつて組織することを、第四条は、委員の任期は二年と

し、ただし、再任を妨げないことを定めるものでございます。

第五条は、会長の設置及びその権限について、第六条は、審議会は、管理者が招集することについて、第七条は、専門の事項を調査するため、委員のほかに管理者が委嘱した専門委員を置くことができるについて、第八条は、定足数並びに評決数について、それぞれ定めるものでございます。

第九条は、必要な事項についての委任条項でございます。

条文は以上でございまして、附則は本条例の施行日を定めるものでございます。
以上で、議案第一号、第二号及び第三号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤井たかし君） 提案理由の説明は終わりました。

これらの案については、所管の総務・事業委員会に付託いたします。

次に、日程第五を議題といたします。

〔志賀議会事務局長朗読〕

日程第五 議案第四号 令和五年度特別区競馬組合一般会計予算

○議長（藤井たかし君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

競馬事務局長。

○競馬事務局長（桑野俊郎君） ただいま議題となりました、議案第四号、令和五年度特別区競馬組合一般会計予算につきまして、
ご説明申し上げます。

横書きの議案書（二）の三ページをお開き願います。

本案は、予算総則第一条において、令和五年度特別区競馬組合一般会計予算は次に定めるところによるものとし、具体的

な内容につきましては、第二条以下で規定するものでございます。

第二条は、業務の予定量を定めるもので、（一）は年間の開催日数を九十八日とし、（二）は発売場所を、（三）は総利用人員を、（四）は大井競馬場において施行する競走数を、（五）は他場本場の場外発売について、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

第三条は、収益的収入及び支出の予定額についての定めで、収入につきましては、第一款営業収益は、第一項競馬開催収益、第二項場外業務収益、第三項その他営業収益の額を合計し、二千八億二千百七十九万五千円でございます。

次の第二款営業外収益は、第一項受取利息及び配当金から第六項雑収益まで記載の金額を合計し、五億四千八百十六万六千円でございます。

第三款特別利益は、第一項固定資産売却益から第三項のその他特別利益まで、いずれも科目存置で合計三千円でございます。

続きまして、支出についてご説明申し上げます。

四ページをお開き願います。

第一款営業費用は、第一項競馬開催費用、第二項場間場外費用、第三項一般管理費、第四項償却費の合計で、千九百二十七億八千百七十三万九千円でございます。

第二款営業外費用は、第一項支払利息、第二項株式配当金配分金、第三項公課費、第四項その他営業外費用を合計し、九億三千八百七十三万七千円でございます。

第三款特別損失は、款合計で三千四十九万二千円、第四款予備費は十億円の計上でございます。

次に、第四条は、資本的収入及び支出についての定めで、収入は、第一款資本的収入、第一項補助金と第二項固定資産売却代金の合計で、一億七百七十五万三千円でございます。

支出は、第一款資本的支出、第一項建設改良費、十億七千二百九十一万三千円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する九億六千五百十六万円につきましては、損益勘定留保資金及び利益

剰余金から補填するものでございます。

第五条は、一時借入金の限度額を三十億円と定め、第六条は、項レベルでの流用ができる場合の定めで、（一）に記載された経費については、予算額に過不足を生じた場合、同一の款内で各項間の流用ができるものでございます。

第七条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の定めで、記載の職員給与費は議決を経なければ流用できないとするものでございます。

第八条は、たな卸資産の購入限度額を一億六百六十六万九千円と定め、第九条は、取得する重要な資産を記載のとおりとするものでございます。

九ページ以降は令和五年度特別区競馬組合一般会計予算の説明書でございまして、九ページから十一ページが予算実施計画、十三ページが予定キャッシュ・フロー計算書、十五ページから十九ページが給与費明細書、二十ページ、二十一ページが予定損益計算書、二十二ページから二十五ページが予定貸借対照表、二十六ページが注記事項でございます。

以上、令和五年二月十七日提出、管理者名でございます。

議案第四号の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤井たかし君） 提案理由の説明は終わりました。

本案については、委員会条例第四条第一項及び第二項の規定により、全議員をもつて構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よつて、本案は、全議員をもつて構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ここで、議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたします。

この際、付託案件の委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

なお、ここで、武井管理者は公務のためご退席でございます。

休憩（午後二時三十六分）

再開（午後三時三十五分）

○議長（藤井たかし君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、総務・事業副委員長及び予算特別委員長から各委員会の審査結果報告書が提出されました。審査報告書の写しをお配りしておりますので、写しの配付をもってご報告といたします。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議案第一号ほか三件を本日の日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よつて、議案第一号ほか三件を本日の日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第一から追加日程第三までを一括議題といたします。

〔志賀議会事務局長朗読〕

追加日程第一	議案第一号	特別区競馬組合個人情報保護法施行条例
追加日程第二	議案第二号	特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第三	議案第三号	特別区競馬組合財産価格審議会条例

○議長（藤井たかし君） これらの案につきまして、総務・事業副委員長の報告を求めます。

○総務・事業副委員長（坂本あずまお君） 総務・事業委員会に付託されました議案第一号、議案第二号及び議案第三号。

及び結果につきまして、ご報告申し上げます。

委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後、審査に入りました。委員からは、議案第三号の審査において、小林牧場厩舎関係者住宅用土地の購入等の関連等について質疑があり、採決の結果、委員会は議案第一号、第二号及び議案第三号について、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもって総務・事業委員会の報告を終わります。

○議長（藤井たかし君） ただいまの報告に対し、ご質疑はありますか。

「「なし」の声あり」

○議長（藤井たかし君） 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決いたします。

総務・事業委員会の審査結果は、いずれも原案可決であります。

議案第一号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よつて、議案第一号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第二号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よつて、議案第二号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第三号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よつて、議案第三号は原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第四を議題といたします。

〔志賀議会事務局長朗読〕

追加日程第四 議案第四号 令和五年度特別区競馬組合一般会計予算

○議長（藤井たかし君） 本案につきましては、全議員で構成する予算特別委員会で審査しておりますので、委員長報告は省略いたします。

これより採決いたします。

予算特別委員会の審査結果は、原案可決でござります。

議案第四号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よつて、議案第四号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第六を議題といたします。

〔志賀議会事務局長朗読〕

○議長（藤井たかし君） 本案につきましては、会議規則第三十六条第三項の規定により、提案理由の説明及び委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よつて、議員提出議案第一号は、提案理由の説明及び委員会への付託を省略することに決定いたしました。
これより採決いたします。

議員提出議案第一号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よつて、議員提出議案第一号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、今定例会の日程は全て終了いたしました。
お諮りいたします。

会議規則第六条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よつて、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

ここで、副管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

小柳津副管理者。

○副管理者（小柳津明君） 管理者に代わりまして、私からご挨拶申し上げます。

本日ご提案申し上げました案件につきまして、慎重なるご審議をいただき、ご決定を賜りました。誠にありがとうございました。

来年度の事業運営に当たりましては、アフターコロナを見据えながら、効果的に予算を執行し、売上げの向上を図つてまいります。議長をはじめ、皆様方のなお一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（藤井たかし君） 副管理者の挨拶は終わりました。

以上をもちまして、令和五年第一回特別区競馬組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会（午後三時四十二分）

会議
議員
署名
議員
藤井
宏信
たか
し

議員
長名
署名
議員
宮澤
本多
藤井
宏信
たか
し

議員
長名
署名
議員
宮澤
本多
藤井
宏信
たか
し

資

料

の

部

令和 5 年第 1 回特別区競馬組合議会定例会 議事日程

令和 5 年 2 月 17 日(金) 午後 2 時 10 分開議

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議案第 1 号 特別区競馬組合個人情報保護法施行条例

日程第 3 議案第 2 号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 3 号 特別区競馬組合財産価格審議会条例

日程第 5 議案第 4 号 令和 5 年度特別区競馬組合一般会計予算

日程第 6 議員提出議案第 1 号 特別区競馬組合議会個人情報保護条例

写

4 特競総第 1370 号

令和 5 年 2 月 10 日

特別区競馬組合議会

議長 藤井 たかし 殿

特別区競馬組合

管理者 武井 雅昭

令和 5 年第 1 回特別区競馬組合議会定例会の招集について

このことについて、本日、別紙写しのとおり告示したのでお知らせいたします。

記

1 期日

令和 5 年 2 月 17 日(金)

2 場所

東京区政会館 19 階 191 会議室

以 上

写

—

—

場所

東京区政会館

十九階

一九一會議室

令和五年二月十日

特別図競馬組合告示第八号

特別区競馬組合 管理者 武井 雅昭

令和五年第一回特別区競馬組合議会定例会を次のとおり招集する。

写

4 特競總第 1371 号

特別区競馬組合議会

議長 藤井 たかしだん

特別区競馬組合
管理者 武井 雅昭

議案の送付について

このことについて、令和5年第1回特別区競馬組合議会定例会に付議する案件を下記のとおり送付いたします。

記

1 条例案件

- 議案第1号 特別区競馬組合個人情報保護法施行条例
議案第2号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を
改正する条例
議案第3号 特別区競馬組合財産価格審議会条例

2 予算案件
議案第4号 令和5年度特別区競馬組合一般会計予算

(写)

4 特競総第 1417 号
令和 5 年 2 月 10 日

特別区競馬組合議会

議長 藤井 たかし 殿

特別区競馬組合

管理者 武井 雅昭

令和 5 年第 1 回特別区競馬組合議会定例会に
出席する議事説明員について

4 特競議第 240 号により要求のあった、標記の件について、下記のとおり通知いたします。

記

1 組合役員

管 理 者 武井 雅昭

副 管 理 者 小柳 津 明

2 職 員

競馬事務局長 桑野 俊郎

(事業担当部長兼務)

経営企画担当部長 岸 幸 弘

総務担当部長 粕谷 招世

競馬事務局副参事 小山 昭二

経営企画室長 岡邑 誠

場外経営担当課長 山田 健一郎

広報課長 渡邊 明雄

システム課長 赤瀬 貴之

総務課長 佐藤 和也

経理課長 山本 英一

お客様事業課長 木村 洋之

競走課長 中島 浩司

厩舎管理課長 笹岡 賢治

(小林牧場長兼務)

監査委員事務局長 古橋 豊

以上

(写)

4 特競監第 127 号
令和 4 年 12 月 23 日

特別区競馬組合

議長 藤井 たかし 様

特別区競馬組合

監査委員 田辺 裕子
監査委員 ゆうき くみこ

令和 4 年 11 月分例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月出納検査の結果について、
同条第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 検査月日 令和 4 年 12 月 21 日（水）

2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室

3 検査対象

令和 4 年 11 月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管
状況及び関係証拠書類

4 検査結果

令和 4 年 11 月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別
紙のとおりである。

預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合
し、誤りのないことを確認した。

また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないことを
確認した。

（別紙掲載は省略）

(写)

4 特競監第 139 号
令和 5 年 1 月 31 日

特別区競馬組合
議長 藤井 たかし 様

特別区競馬組合
監査委員 田辺 裕子
監査委員 ゆうき くみこ

令和 4 年 12 月分例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月出納検査の結果について、
同条第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和 5 年 1 月 26 日（木）
- 2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室
- 3 検査対象 令和 4 年 12 月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管
状況及び関係証拠書類
- 4 検査結果 令和 4 年 12 月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別
紙のとおりである。
預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合
し、誤りのないことを確認した。
また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないこと
を確認した。

（別紙掲載は省略）

令和 5 年第 1 回特別区競馬組合議会定例会 追加議事日程（第 1 号）

令和 5 年 2 月 17 日（金）午後 2 時 10 分開議

追加日程第 1 議案第 1 号 特別区競馬組合個人情報保護法施行条例

追加日程第 2 議案第 2 号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例

の一部を改正する条例

追加日程第 3 議案第 3 号 特別区競馬組合財産価格審議会条例

追加日程第 4 議案第 4 号 令和 5 年度特別区競馬組合一般会計予算

(写)

令和 5 年 2 月 17 日

特別区競馬組合議会
議長 藤井 たかし 様

特別区競馬組合議会
総務・事業副委員長 坂本 あずまお

総務・事業委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、
会議規則第 74 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果
議案第 1 号	特別区競馬組合個人情報保護法施行条例	原案可決
議案第 2 号	特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 3 号	特別区競馬組合財産価格審議会条例	原案可決

(写)

令和 5 年 2 月 17 日

特別区競馬組合議会
議長 藤井 たかし 様

特別区競馬組合議会
予算特別委員長 内川 和久

予算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、
会議規則第 74 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果
議案第 4 号	令和 5 年度特別区競馬組合一般会計予算	原案可決

議

案

の

部

議案第一号

特別区競馬組合個人情報保護法施行条例

右の議案を提出する。

令和五年一月十七日

提出者 特別区競馬組合管理者 武井 雅昭

特別区競馬組合個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(事務の登録)

第三条 実施機関（管理者及び監査委員をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、事務ごとに、次に掲げる事項を記載した帳票（以下「個人情報事務登録簿」という。）に登録しなければならない。

- 一 事務の名称
- 二 事務の目的
- 三 対象となる個人の範囲

四 個人情報の記録項目

五 前各号に掲げるもののほか、特別区競馬組合規則（以下「組合規則」という。）で定める事項

- 2 実施機関は、前項の規定により登録した事務を変更し、又は廃止するときは、当該登録を修正し、又は抹消しなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ないときは、個人情報を取り扱う事務を開始した後において、個人情報事務登録簿への登録又は修正をすることができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該登録又は修正をしなければならない。
- 4 実施機関は、前三項の規定により事務を登録し、修正し、又は抹消したときは、その旨を特別区競馬組合個人情報保護運営審議会（以下「運営審議会」という。）に報告しなければならない。
- 5 実施機関は、個人情報事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(安全管理措置)

- 第四条 実施機関は、法第六十六条第一項の規定により、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- (開示請求書等の記載事項)

第五条 開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書には、それぞれ法第七十七条第一項各号、法第九十一条第一項各号及び法第九十九条第一項各号に掲げる事項のほか、組合規則で定める事項を記載するものとする。

(開示請求に係る手数料及び費用負担)

- 第六条 法第八十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。
- 2 保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担するものとする。

- 3 前項の費用の額については、管理者が別に定める。
 (運営審議会)

第七条 この条例による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、管理者の附属機関として、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、管理者が委嘱する委員五人以内をもって組織する。

3 委員の任期は二年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
 4 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、運営審議会に諮問することができる。

一 この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

二 法第六十六条第一項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

5 運営審議会は、審議のため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は必要な調査をすることができる。

6 運営審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 前各項に定めるものほか、運営審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、組合規則で定める。

(運営審議会の所掌事項)

第八条 運営審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 前条第四項の規定に基づき、実施機関から諮問のあつた事項について審議し、答申すること。
- 二 特別区競馬組合議会個人情報保護条例（令和五年特別区競馬組合条例第号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第五十一条の規定に基づき、特別区競馬組合議會議長から諮問のあつた事項について審議し、答申すること。

三 第三条第四項及び議会個人情報保護条例第八条第四項の規定に基づき、報告を受けること。
 (運用状況の公表)

第九条 管理者は、毎年度、各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(特別区競馬組合個人情報の保護に関する条例の廃止)

2 特別区競馬組合個人情報の保護に関する条例（平成十七年特別区競馬組合条例第五号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
 (経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第三条第二項又は第十二条第二項の規定による職務上又はその事務に関して知り得た旧条例第二条第二号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

一 この条例の施行の際現に旧条例第一条第一号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 二 この条例の施行前ににおいて旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者
 4 この条例の施行の日前に旧条例第七条第一項までの規定に基づき個人情報事務登録簿に登録されている事務について

は、この条例の施行の日に第三条第一項の規定に基づき個人情報事務登録簿に登録されたものとみなす。

5 この条例の施行の日前にされた旧条例第十八条から第二十一条までの規定に基づく請求であつて、この条例の施行の際現に当該請求に対する開示の決定等がされていないものについての開示の決定等については、なお従前の例による。

6 旧条例第一十九条第一項の規定により設置された同条第二項に規定する特別区競馬組合個人情報保護運営審議会（以下「旧運営審議会」という。）の委員であった者に係る同条第五項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

7 この条例の施行の際現に旧運営審議会の委員である者は、この条例の施行の日に第七条第二項の規定により運営審議会の委員に委嘱されたものとみなす。

8 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第三条第三号に規定する保有個人情報のうち電子計算組織を用いて検索することができるよう体的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

二 附則第三項第二号に掲げる者

9 前項各号に掲げる者が、その事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第三条第三号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は濫用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

10 附則第二項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の处罚については、その失効後も、なお従前の例に

よる。

（特別区競馬組合行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例の一部改正）

11 特別区競馬組合行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例（平成十七年特別区競馬組合条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「及び特別区競馬組合個人情報の保護に関する条例（平成十七年特別区競馬組合条例第五号）第二十八条规定の二項」を、「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第一百五十三条第三項において準用する同条第一項及び特別区競馬組合議会個人情報保護条例（令和五年特別区競馬組合条例第 号）第四十六条第一項」に改め、「（以下「条例諮問」といいう。）」を削る。

第七条中「条例諮問」を「第一条の二第一項の規定」に改める。

（特別区競馬組合議会等の聴聞等に出頭した者並びに公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例の一部改正）

12 特別区競馬組合議会等の聴聞等に出頭した者並びに公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例（平成三年特別区競馬組合条例第三号）の一部を次のように改正する。

題名中「並びに」を「及び」に改める。

第二条第四号中「特別区競馬組合個人情報の保護に関する条例（平成十七年特別区競馬組合条例第五号）第二十九条第四項」を

「特別区競馬組合個人情報保護法施行条例（令和五年特別区競馬組合条例第 号）第七条第五項」に改める。

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める。

議案第二号

特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年一月十七日

提出者 特別区競馬組合管理者 武井 雅昭

特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例（昭和四十二年特別区競馬組合条例第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「、三月に支給する場合においては百分の三十」を削り、「六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百六十五」を「六月に支給する場合においては百分の百八十、十二月に支給する場合においては百分の百八十三」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提案理由

特別区の副区長との均衡を図るため、本組合常勤副管理者の期末手当の支給割合を改定する必要がある。

議案第三号

特別区競馬組合財産価格審議会条例

右の議案を提出する。

令和五年一月十七日

提出者 特別区競馬組合管理者 武井 雅昭

特別区競馬組合財産価格審議会条例

(設置)

第一条 特別区競馬組合（以下「組合」という。）の公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入れに関し、適正な価格及び料金（以下「価格」という。）を評定するため、管理者の附属機関として特別区競馬組合財産価格審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第二条 審議会は、管理者の諮問に応じ、次に掲げるものに関する価格を評定して答申する。

- 一 不動産
- 二 前号の從物
- 三 地上権、地役権その他これらに準ずる権利
- 四 不動産の信託の受益権
- 五 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めるもの

(組織)

第三条 審議会は、次に掲げる者につき管理者が委嘱又は任命する委員四人以内をもつて組織する。

一 学識経験者 三人以内

二 組合職員

(委員の任期)

第四条 前条第一号の委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
(会長の設置及び権限)

第五条 審議会に会長を置く。

2 会長は、第三条第一号の委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第六条 審議会は、管理者が招集する。

(専門委員)

第七条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者のうちから管理者が委嘱する。

(定足数及び表決数)

第八条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 3 議事に直接の利害関係を有する委員は、その表決に加わることができない。

(委任)

第九条 この条例の施行について必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

管理者の附属機関として、本組合の公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借り入れに関し、適正な価格について審議を行い、答申を提出する財産価格審議会を設置するため。

議案第4号

令和5年度特別区競馬組合一般会計予算

令和5年度特別区競馬組合一般会計予算

(総則)

第1条 令和5年度特別区競馬組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間開催日数

98日

(2) 発売場所

大井本場、オフト後楽園、オフト汐留、オフト京王閣、オフトひたちなか、オフト大郷、新潟地区、益田、オフト伊勢崎、山形地区、S P A T 4、浦和、船橋地区、川崎地区、北海道地区（道営）、北海道地区（ばんえい）、岩手地区、金沢、笠松地区、愛知地区、兵庫地区、高知地区、佐賀地区、B A O O 東日本、B A O O 西日本、オッズパーク、楽天競馬、J R A ネット投票

(3) 総利用人員

2, 351万6, 600人

(うち大井競馬場入場者数 30万7, 500人)

(4) 大井競馬場において施行する競走数

1, 157競走

(5) 他場本場における大井競馬場及び専用場外発売所場外発売

浦和本場、船橋本場、川崎本場、広域本場、J R A 本場

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

入	入
---	---

第1款 営業収益	200, 821, 795千円
第1項 競馬開催収益	190, 871, 080千円
第2項 場外業務収益	9, 825, 776千円
第3項 その他営業収益	124, 939千円
第2款 営業外収益	548, 166千円
第1項 受取利息及び配当金	331, 055千円
第2項 分担金及び負担金	1千円
第3項 補助金	205, 121千円
第4項 還付金	1千円
第5項 長期前受金戻入益	10, 486千円
第6項 雜収益	1, 502千円
第3款 特別利益	3千円
第1項 固定資産売却益	1千円
第2項 過年度修正益	1千円
第3項 その他特別利益	1千円

支 出

第1款 営業費用	
第1項 競馬開催費用	1 9 2, 7 8 1, 7 3 9 千円
第2項 場間場外費用	1 8 5, 5 3 5, 4 5 8 千円
第3項 一般管理費	6, 5 4 6, 3 6 3 千円
第4項 償却費	3 0 7, 8 2 2 千円
第2款 営業外費用	3 9 2, 0 9 6 千円
第1項 支払利息	9 3 8, 7 3 7 千円
第2項 株式配当金配分金	1 千円
第3項 公課費	2 2 3, 3 7 6 千円
第4項 その他営業外費用	4 8 2, 0 9 4 千円
第3款 特別損失	2 3 3, 2 6 6 千円
第1項 固定資産除却損	3 0, 4 9 2 千円
第2項 過年度修正費用	3 0, 4 9 0 千円
第3項 その他特別損失	1 千円
第4款 予備費	1, 0 0 0, 0 0 0 千円
第1項 予備費	1, 0 0 0, 0 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9 6 5, 1 6 0 千円は、損益勘定留保資金6 9 8, 7 5 9 千円及び利益剰余金2 6 6, 4 0 1 千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款 資本的収入	
第1項 補助金	1 0 7, 7 5 3 千円
第2項 固定資産売却代金	1 0 7, 7 5 2 千円

支 出

第1款 資本的支出	
第1項 建設改良費	1, 0 7 2, 9 1 3 千円

（一時借入金）

第5条 一時借入金の限度額は、3, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当、退職給付引当金繰入額、賞与引当金繰入額、

法定福利費引当金繰入額及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これららの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費（報酬、給料、職員手当、退職給付引当金繰入額、賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額及び共済費） 1, 0 8 1, 4 7 2 千円

（たな卸資産の購入限度額）

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1 0 6, 6 6 9 千円と定める。

（重要な資産の取得）

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産	種類	名称	数量
取得する資産	土地	住宅用地	1 式
什器備品	投票端末機		1 式
什器備品	投票端末新紙幣対応		1 式
什器備品	キャッシュレス投票システム		1 式

令和5年2月17日 提出

特別区競馬組合管理者 武井 雅昭

第 一 次 二 〇 二 一 番 二 一 二 二 第 二 〇 二 一 次 二 〇 二 一 番 二 一 二 二 第 一 (目)

し的當番号こでよをうる的の条定の示の條目く方て個号特の個きり用。こ記當各義適、適的は式ら人、定記條人、特に以と錄該号こ正訂正この購にれに記の号例識そ定て下がへ情のの入よ、提号個そに別れの表同で電報い條者り又供そ人のお符に個さじき磁にず例又記はさのの他い号よ入れ。なて含まれには錄個れ他身のてがりをた。い方まかお發さ入るの体符「含特識一に方式れにい行れに役符の号個ま定別切記式へる該てをた發務号一の人れのすの載を電氏当一受文行での部う識る個る事さい子名す個人け字さ利あの人ち別も人こ項れうの情報を「とれ用つ特、符のをとく。」。方式、生年月日をいう。と記ドは該子定は、異号そ個特計め、なその人定算る次の他の機も他の販個の各号の書売人用をい、と符類さをにい、な号にれ識供するで記る別するよあ載商するうつさ品るため割、購とにそ若入が変当のしいで換て利く開きしら用はしるたれ者電割も文字、若磁りの字、

2

し的當番号こでよをうる的の条定の示の條目く方て個号特の個きり用。こ記當各義適、適的は式ら人、定記條人、特に以と錄該号こ正訂正この購にれに記の号例識そ定て下がへ情のの入よ、提号個そに別れの表同で電報い條者り又供そ人のお符に個さじき磁にず例又記はさのの他い号よ入れ。なて含まれには錄個れ他身のてがりをた。い方まかお發さ入るの体符「含特識一に方式れにい行れに役符の号個ま定別切記式へる該てをた發務号一の人れのすの載を電氏当一受文行での部う識る個る事さい子名す個人け字さ利あの人ち別も人こ項れうの情報を「とれ用つ特、符のをとく。」。方式、生年月日をいう。と記ドは該子定は、異号そ個特計め、なその人定算る次の他の機も他の販個の各号の書売人用をい、と符類さをにい、な号にれ識供するで記る別するよあ載商するうつさ品るため割、購とにそ若入が変当のしいで換て利く開きしら用はしるたれ者電割も文字、若磁りの字、

がに法いす

議員提令の和議別議案年を区提馬第一組十する合提出日者	右の議會個人情報保護条例
附第第一則第六五第第第第第四三二一	特別區競馬組合議會個人情報保護条例
第一章章四三二一章章章章	節節節節
一章罰雜則則審利訂開示人則	開個個總
總則(一)査用正示、情報(第一)	(一)正訂正フ等の第一条
總則(二)請停(一)正訂正フ等の第二条	(一)及ア取扱い第三条
五四求止第第第第第第第第	(一)三十条
四十(一)三十九条	(一)四十条
四八第第第第第第第第	(一)三十九条
条条四三二条利ル	(一)四十条
一一十一条(一)用(一)(一)	(一)四十条
第五五条条第三止第第	(一)第十五条
五十五条条第三止第第	(一)第十六条
十十(一)三十	(一)第十七条
八八三第第第第第第	(一)三十九条
条条四四八条	(一)四十条
(一)十十(一)七四	(一)四十条
七四	(一)第十七条
条条	(一)

木名桑宮山

下取原澤本

廣ひよ宏香
でう代
あへ行子
きい

11 10 9

8

三	二	第一	第二	第三
は、前二項の規定にかかるわらす、議長は、緊急かつやむを得ないときは、個人情報事務登録簿に登録し、又は登録した後において、個人情報事務登録簿に登録し、又は登録した事項を修正し、又は抹消しなければならない。	は、前各号に掲げるもののほか、議長が定める事務を変更し、又は廃止するときは、当該登録した事項を修正し、又は抹消しなければならない。	第八条 （個人情報事務登録簿）に登録し、次に掲げる事項を記載した帳票（以下「個人情報事務登録簿」といふ。）に登録し、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。	第七条 （個人情報事務登録簿）に登録し、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。	第六条 （個人情報を利用しない。）議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法によつてはならない。
は、議長は、前項の規定により登録した事項に係る事務を変更し、又は廃止するときは、当該登録した事項を修正し、又は抹消しなければならない。	は、議長は、前各号に掲げる個人情報事務登録簿に登録し、又は登録した事項を修正し、又は抹消しなければならない。	第五条 （個人情報事務登録簿）に登録し、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。	第四条 （不適正な利用の禁止）議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法によつてはならない。	第三条 （団体又は地方独立行政法人等による利用目的の明示）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
は、議長は、前各号に掲げる個人情報事務登録簿に登録し、又は登録した事項を修正し、又は抹消しなければならない。	は、議長は、前各号に掲げる個人情報事務登録簿に登録し、又は登録した事項を修正し、又は抹消しなければならない。	第三条 （団体又は地方独立行政法人等による利用目的の明示）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。	第二条 （他の権利利益を害するおそれがあるとき）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。	第一条 （本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき）。

2 第

十二条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であつて、個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

十三条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

二(利用及び提供の制限) 当該保有個人情報に第二十一条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

二(利用及び提供の制限) 前項の規定にかかるわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めることは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによつて、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとときは、こ^の限りでない。

二(利用及び提供の制限) 本人の同意があるとき。

二(利用及び提供の制限) 本会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて

三 情報を内部相^當の理由で利用するとき。

三 他の管理者若しくは公平監査委員会、管理者が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第

			4	事項を修正することができる。この場合において、議長は、速やかに登録し、又は修正しなければならない。
		第5議長は、前三項の規定により個人情報事務登録簿に登録し、又は登録した事項を修正し、若しくは抹消したときは、その旨を特別区競馬組合個人情報保護法施行条例（令和五年特別区競馬組合条例第号）第七条に基づき設置される特別区競馬組合個人情報保護運営審議会（以下「運営審議会」という。）に報告しなければならない。	5	第5議長は、前三項の規定により個人情報事務登録簿に登録し、又は登録した事項を修正し、若しくは抹消したときは、その旨を特別区競馬組合個人情報保護法施行条例（令和五年特別区競馬組合条例第号）第七条に基づき設置される特別区競馬組合個人情報保護運営審議会（以下「運営審議会」という。）に報告しなければならない。
	第9条議長は、個人情報事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。	（正確性の確保）	（正確性の確保）	（正確性の確保）
	第九条議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。（安全管理措置）			
第10条議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。	第十一条個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であつた者、前条第二項の前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。（従事者の義務）			

第三十九条第一項第二号	第三十九条第一項第一号	
第十三条第一項及び第二項	又は第二項の規定に違反して利用第	は本人に提供するとき
番号利用法第十九条	第十九条第一項第一号	保護のため必要がある場合にあっては本人の同意を得ることとが又は困難であるとときは本人の同意を得するに当ります。
第三十九条第一項第一号	又は第二項の規定に違反して利用第	は本人に提供するとき

第十四条 議長は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に

第十三条第二項第一号	第十三条第二項			第十三条第一項
本人の同意があるとき、又は人の生命、身体又は財産の	自ら利用し、又は提供する	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的
	自ら利用する			利用目的以外の目的

第九十九号) 第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するため、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他他の情報を利用してはならない。るために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他他の情報を利用してはならない。

前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

十七条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するため必要なものとして議長が定める他の情報と照合してはならない。

匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならぬ。

前二項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第三章 個人情報

(個人情報ファイル簿の作成及び公表) について、それぞれ次に掲げる事項その他議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

個人情報ファイル簿(以下「個人情報ファイル」といふ。)

第一	第二	第三	第四
(開示請求の手続)	(開示請求)	(開示請求)	(開示請求)
第二十条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を議長に提出しなければならない。	二十一条 開示請求に係る保有個人情報の特定するに足りる事項	二十二条 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求しては、前項の場合は、開示請求をする者には、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを）を示す書類を提示	二十三条 開示請求に係る保有個人情報の本人であることを（以下「開示請求者」という。）に對し、相当の期間を定めて、その補正を求める
各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合	二十九条 第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。	二十九条 第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求を	二十九条 第二項の規定により代理人が成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第四十九条において「開示請求」という。）をすることができる。

又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不當に害するおそれ調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不當に阻害するおそれ

人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそ

れ

第二条 第二款の規定による開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(一部分開示)

議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(裁量的開示)

第二十三条 裁量的開示の規定による開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(保有個人情報の存否に關する情報)

議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

個人の権利利益が害されないものとみなして認められるときは、当該部

前項の規定を適用する

- 18 -

- 17 -

第 2 页

- 20 -

- 19 -

第三十一条	第三十二条	第三十三条
議長は、他の法令の規定により、開示請求者が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされていいる場合には、開示請求の期間が定められていて、当該期間内に限る。には、開示請求者が前条第一項本文の規定にかかるらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法によることとされ、開示請求者は、開示請求の手数料は、無料とする。	議長に対する開示請求の手数料は、無料とする。	議長に対する開示請求の手数料は、無料とする。
この条例の定めるところにより保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。	この条例の定めるところにより保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。	この条例の定めるところにより保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。
前項の費用については、特別区競馬組合個人情報保護法施行条例第六条の規定を適用する。	前項の費用については、特別区競馬組合個人情報保護法施行条例第六条の規定を適用する。	前項の費用については、特別区競馬組合個人情報保護法施行条例第六条の規定を適用する。
（訂正請求権）	（訂正請求権）	（訂正請求権）
第三十二条第一項において同じ。の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができるのである。ただし、当該保有個人情報の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。	第三十二条第一項において同じ。の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができるのである。ただし、当該保有個人情報の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。	第三十二条第一項において同じ。の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができるのである。ただし、当該保有個人情報の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
（訂正請求権）	（訂正請求権）	（訂正請求権）
第三十二条第一項において同じ。の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができるのである。ただし、当該保有個人情報の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。	第三十二条第一項において同じ。の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができるのである。ただし、当該保有個人情報の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。	第三十二条第一項において同じ。の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができるのである。ただし、当該保有個人情報の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- 22 -

- 21 -

第三条 利用停止請求に足りる事項
前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定める事項
を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求を
した者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を
定めて、その補正を求めることができる。
（保有個人情報の利用停止義務）
第四十一条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由
があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必
要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければなら
ない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情
報の性質上、当該事務又は事業の適正遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認
められるときは、この限りでない。
（利用停止請求に対する措置）
第四十二条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、そ
の旨を書面により通知しなければならない。
議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の
決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければなら
ない。
利用停止決定等の期限）

第三十九条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

第一項 第四条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六条の規定に違反して取り扱われているとき、第七条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第十三条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき、当該保有個人情報の利用の一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき、当該保有個人情報の提供の停止は第十三条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき、当該保有個人情報の利用停止請求は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第四十九条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

第二項 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

（一）利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

（二）利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第四十六條 開示決定等、訂正決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特別区競馬組合行政不服審査会及び行政不服審査ににおける費用負担に関する条例（平成十七年特別区競馬組合条例第六号）第一條の二に規定する特別区競馬組合行政不服審査会に諮問しなければならない。

第一項 審査請求が不適法であり、却下する場合

第二項 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第三項 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出された場合を除く。）

第四項 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

第五項 前項の規定により諮詢した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮詢をした旨を通じしなければならない。

第六項 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第二号において同じ。）

第七項 加入である場合を除く。）

第八項 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者から第十二条十八条（第三項）の規定は、次の場合に適用する。）

第九項 第三者（当該第三者が審査請求を棄却する場合等における手続等）に該当する裁決をする場合に

第 二	第 二
いが	前項の規定にかかるは、利用停止請求
。と前も規定に欠けていによる利用停止決定等をしなければならない。	きは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由
第四十五条(審理員による審査請求に係る不作為に係る審査請求につい第一項の規定は、適用しない。	(利用停止決定等の期限の特例)第四十四条(議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるとときは、前条の規定にかかるは、利用停止請求者に対し、次に掲げ
くは利停止請求に係る不作為に係る審査請求につい第一項の規定は、適用しない。	きは、同條の期間に算入しな
二十六年法律第六十八号)(第九条第一項の規定は、適用しない。	きは、同條の期間に算入しな
(審査会への諮詢)	。
第四(審理員第四節審査請求開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求、行政不服審査法(平成	。

(施行の状況の公表)
第五十二条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。
(委任)
第五十三条 この条例の実施に關し必要な事項は、議長が定める。
第六章 罰則
第五十四条 職員若しくは職員であつた者、第十条第二項若しくは第十六条第五項の委託を受けた業務に從事している者若しくは從事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに從事している派遣労働者若しくは従事していいた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したもの)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下罰金に処する。
第五十五条 前条に規定する者が、その業務に關して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盜用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第五十六条 職員がその職務を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第五十七条 前三条の規定は、特別区の区域外においてこれらの条の罪を犯した者に適用する。
第五十八条 偽りその他不正の手段により、第二十五条第一項の決定に基づく保有個人情報を開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)
個人情報の保護に関する法律の改正及び特別区競馬組合個人情報の保護に関する条例の廃止を踏まえ、議会の個人情報を引き続き適切に保護するため、新たに条例を制定する必要がある。

令和五年第一回特別区競馬組合議会定例会議録

令和五年三月 発行

編集・発行 特別区競馬組合議会事務局

千代田区飯田橋二丁目五番一号

東京区政会館二十階

電話 ○三（五二二〇）九七二八

再生紙を使用しています